



えひめ交通情報

No.385 令和6年10月3日発行

発行所 愛媛県警察本部
交通企画課

〒790-8573
松山市南堀端町2番地2
TEL 089-934-0110 内線5033

☆ 交通事故発生状況（令和6年9月末）速報値

【全国の死者数】

9月中	本年	前年比
221	1,876	4

【四国4県の死者数】

	9月中	本年	前年比
愛媛	7	36	7
香川	1	21	-1
徳島	2	21	2
高知	2	18	3
計	12	96	11

【県内の事故】

	9月中	本年	前年比
発生	162	1,520	-2
死者	7	36	7
傷者	177	1,684	13

【高齢者の事故（県内）】

	9月中	本年	前年比
発生	63	619	-16
死者	3	22	2
傷者	35	324	-11

【バスの事故（県内）】

	9月中	本年	前年比
発生	0	4	0
死者	0	0	0
傷者	0	4	-5

※スクールバスを含む。

【事業用貨物自動車の事故（県内）】

	9月中	本年	前年比
発生	2	45	6
死者	0	1	-2
傷者	3	49	4

※軽貨物（事業用）を除く。

【ハイヤー・タクシーの事故（県内）】

	9月中	本年	前年比
発生	2	36	1
死者	0	0	0
傷者	2	44	2

【安管事業所の事故（県内）】

	9月中	本年	前年比
発生	52	494	-9
死者	1	8	0
傷者	56	555	-2

【交差点事故（県内）】

	9月中	本年	前年比
発生	69	703	-41
死者	2	7	-1
傷者	73	768	-30

【自転車の事故（県内）】

	9月中	本年	前年比
発生	33	298	-30
死者	2	5	2
傷者	30	282	-37



【ネットワークインフォメーション】



道路交通法改正【令和6年11月1日施行】

自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化

～ 自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました～

🚲 【運転中のながらスマホ】



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

【違反者】

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

【交通の危険を生じさせた場合】

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象となります。

愛媛県警ホームページ (<https://police.pref.ehime.jp>) の交通部交通企画課のページに交通事故マップがありますので、ご活用ください。

🚲 【酒気帯び運転及び幫助】



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

【違反者】

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【自転車の提供者】

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【酒類の提供者・同乗者】

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金